経済情報コンダクタ

TOKAI



年



Q 私は七十二歳で、現在の妻と は再婚です。前妻との間の子供二 は再婚です。前妻との関係は悪いで す。財産としては七〇〇〇万円の 自宅、現預金四〇〇〇万円、株式 自宅、現預金四〇〇〇万円、株式 が、私の姪が、私達夫婦のために が、私の好です。前妻との間の子供二 が、私の場合何か影響があります。 が、私の場合何か影響があります。

A この度、民法の相続部分に大 を改正がなされ、まず配偶者の きな改正がなされ、まず配偶者の にた。質問者の事例では、法定相 した。質問者の事例では、法定相 した。質問者の事例では、法定相 になりました。質問者の事例では、法定相 ためには、一○○○万円を代償金 ためには、一○○○万円を代償金 ためには、一○○○方円を代償金 ためには、一○○○方円を代償金 ためには、一○○○方円を代償金 ためには、一○○○方円を代償金

今回の改正で、住居を居住権三五○○万円と所有権三五○○万円と所有権三五○○万円 とができるようになり(金額はに分割できるようになり(金額はに分割できるようになり(金額は

法律相談所

弁護士

片岡信恒

片岡信恒弁護士の

間、無償で居住できます。
れ、遺産分割協議で決まるまでの
配偶者が住んでいた場合に適用さ
時に、被相続人が所有する建物に

筆証書遺言に添付する財産目録が遺言に関する改正点として、自

自書しなくてもよい点と、自筆証 書遺言を法務局で保管する制度が できる点です。不動産、預貯金 できる点です。不動産、預貯金 できる点です。不動産、預貯金 できる点できるようになります。 次に、自筆証書遺言を法務局で 保管する制度により、遺言書の紛 失や破棄の心配、形式不備で無効 となる心配がなくなるほか、検認

注目すべき内容があります。 遺産分割に関する改正点にも、

特別受益の持戻し免除の意思表示が推定される点で、婚姻期間が 一〇年以上の夫婦の間で居住不動産(配偶者居住権も含みます)が 選贈や贈与された場合は推定する ことになりました。本件事例でも、 ことになりました。本件事例でも、

また、遺産分割前に預貯金の仮 また、遺産分割前に預貯金の仮 を葬儀などでお金が必要となり、 とならば相続人全員の同意がな くても、払い戻ししてくれること くても、払い戻ししてくれること

れています。
れています。
れています。
に対応できるようにしました。但を迫られているような場合、これの生活費や、被相続人の債務支払の生活費や、被機費用の他にも、日々に対応できるようにしました。

また、これまで、相続人以外のできなかったのですが、このケーできなかったのですが、このケーでの姪のような特別寄与者によるスの姪のような特別寄与者によるものをのような特別寄与料の請求をすることができることになりました。

片岡信恒

にご相談ください。 屋の片岡法律事務所にぜひお気軽 法律問題でお困りの際は、名古

片岡法律事務所

☎○五二−二三一−一七○六 二五号MS桜通七、八階 二五号MS桜通七、八階